

簡易専用水道の衛生管理

—— あなたの飲み水は安全ですか ——



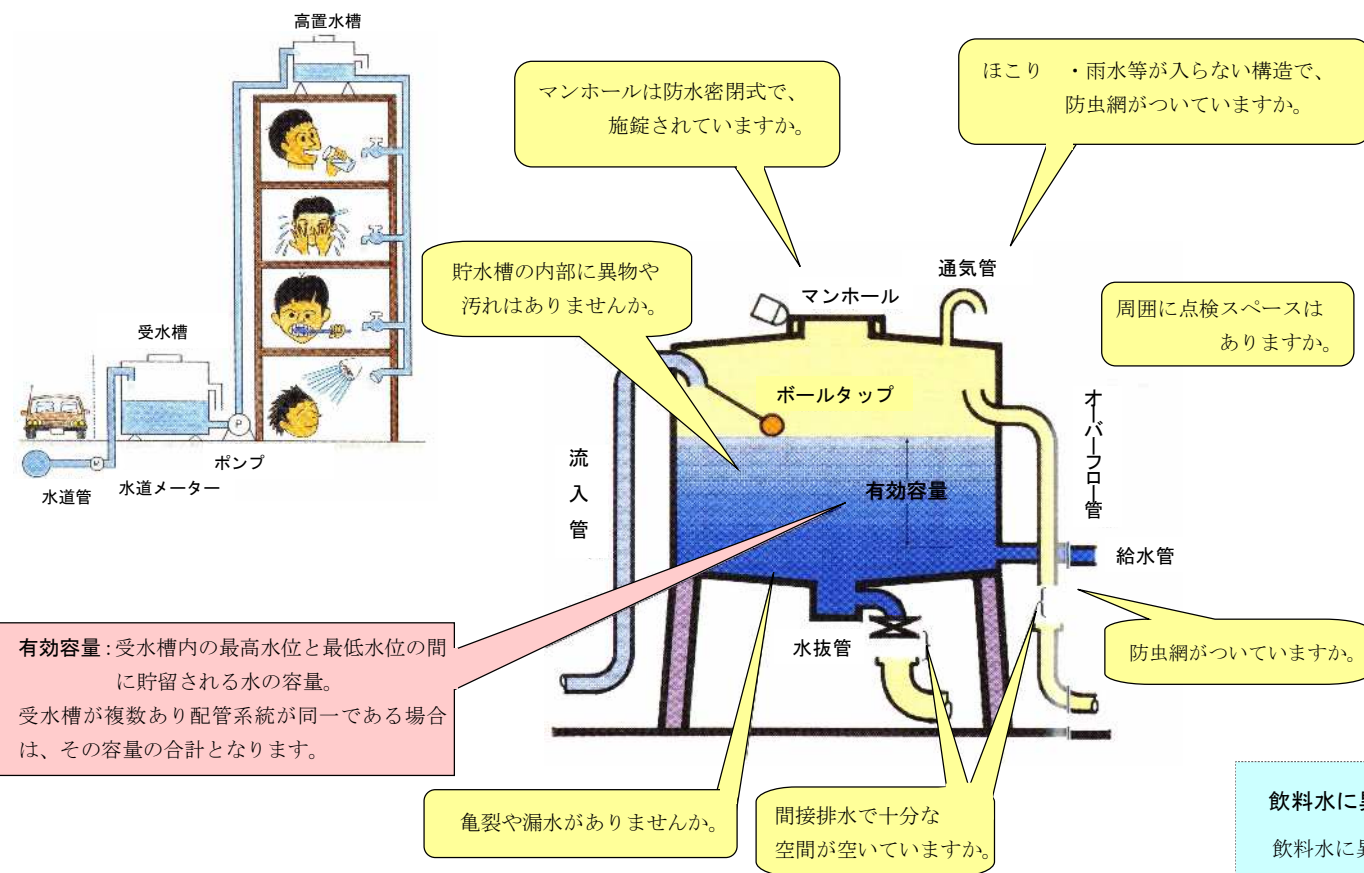
いつも清潔で安全な飲み水にするため、『水道法』により簡易専用水道の衛生管理が設置者に義務付けられています。

名古屋市

簡易専用水道とは

マンションなどのビルでは、水道水をいったん受水槽にため、各階の蛇口に水を供給しています。このうち、**受水槽の有効容量が10m³を超えるものを「簡易専用水道」といい、その設置者には利用者に安全な水を供給するための衛生管理が義務付けられています。**

ただし、防火用水などまったく飲み水として使用しない場合は、簡易専用水道には該当しません。



保健センター環境業務課への届け出

簡易専用水道の設置者は、保健センター環境業務課に届出が必要です。

- ・簡易専用水道を設置した場合。
- ・設置届届出事項に変更があった場合。
- ・簡易専用水道を廃止、または該当しなくなった場合。

貯水槽の衛生管理

1 貯水槽の清掃をしましょう。

貯水槽の中は、知らない間に鉄さびや水あかがたまって汚れてきます。そこで、**毎年1回以上定期的に清掃を実施しなければなりません。**清掃にあたっては、専門の業者に依頼するとよいでしょう。

2 貯水槽や設備機器の点検をしましょう。

有害物や汚水等によって飲料水が汚染されないため、貯水槽・自動制御装置・給水ポンプなどの定期的な保守点検をしましょう。

3 水質検査を実施しましょう。

飲料水が安全であることを確認するため、定期的に水質検査を実施しましょう。

- 週1回以上、給水栓における水の色・濁り・臭い・味に異常がないかを調べるとともに、**残留塩素濃度が0.1mg/L以上あることを確認**しましょう。
- 年2回以上定期的に、**pH値・一般細菌・大腸菌・鉄及びその化合物・亜鉛及びその化合物**の5項目について水質検査を実施しましょう。水質検査は、専門の業者に依頼するとよいでしょう。

4 書類や記録を保存しましょう。

設備や系統の図面、貯水槽周囲の構造物の配置図面については、**永久的に保存**してください。また、貯水槽の清掃・点検などの管理記録は、**5年間保存**しましょう。

飲料水に異常があった場合は

飲料水に異常が発生したり、人の健康を害するおそれがある場合には、直ちに給水を停止し、利用者や保健センター環境業務課、水道営業所など関係者に知らせてください。

給水を再開するには、原因の除去、水質検査などを行い、安全を確認してから給水をしてください。

地震・凍結・大雨などで貯水槽が汚染されるおそれがあった場合にも、速やかに点検し安全を確認してから給水をしてください。

法定検査の受検

設置者は、簡易専用水道の管理状況について、毎年1回以上定期的に厚生労働大臣の登録を受けた検査機関（以下「登録検査機関」という）による検査（有料）を受けなければなりません。

○登録検査機関

登録検査機関については、保健センター環境薬務課までおたずねください。なお、検査の依頼は、登録検査機関まで直接電話などで申し込んでください。

○検査内容

項 目	内 容
貯水槽、設備の外観検査	貯水槽に汚水など有害なものが混入するおそれの有無、清潔の保持状況、貯水槽内の沈殿物の有無などの検査
給水栓における水質検査	臭気、味、色及び濁りに関する検査と残留塩素の測定
書 類 検 査	次に掲げる書類の整理及び保存状況の検査 ・貯水槽、設備などの関係図面 ・貯水槽の清掃の記録 ・その他の管理記録

なお、通称「建築物衛生法」が適用される施設では、施設検査に替えて、書類提出による検査を受けることができます。

○検査後の措置

検査の結果、基準に適合しなかった事項があった場合は、速やかに対策を講じてください。また、水の供給について特に衛生上問題があるとして登録検査機関より保健センター環境薬務課にその旨を報告するように助言を受けた場合は、必ず保健センター環境薬務課まで報告してください。

保健センター環境薬務課の指導

○報告徴収及び立入検査

保健センター環境薬務課では、管理の適正を確保するため、必要に応じて設置者から管理状況について報告を受けたり、職員が設置場所や事務所へ行き、施設、水質及び関係書類などの検査をすることがあります。

○改善指導及び給水停止命令

設置者の管理が不適正な場合は、指導票などにより改善の指導を行いますので、速やかに改善してください。

改善指導に従わない場合は、貯水槽の清掃その他関係設備の補修などの改善命令を行うことがあります。この命令に従わず、給水を継続し、利用者の健康を害するおそれがある場合は、改善をするまでの間、給水を停止するよう命ずることがあります。

関係法令抜粋

○水道法

(用語の定義)

第3条

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

(簡易専用水道)

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

(改善の指示等)

第36条

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

(給水停止命令)

第37条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(報告の徴収及び立入検査)

第39条

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

(市又は特別区に関する読替え等)

第48条の2 市又は特別区の区域においては、第32条、第33条第1項、第3項及び第5項、第34条第1項において準用する第13条第1項及び第24条の3第2項、第36条、第37条並びに第39条第2項及び第3項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

○水道法施行令

(簡易専用水道の適用除外の基準)

第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。

○水道法施行規則

(管理基準)

第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年1回以上定期に行うものとする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

簡易専用水道についてのお問い合わせやご相談は、保健センター環境薬務課へお気軽にどうぞ。
電話でも結構です。



保健センター環境薬務課の連絡先

保健センター名	所在地 / （ 担 当 区 ）	電 話 番 号
千種保健センター 環境薬務課	千種区星が丘山手１０３ （千種区、昭和区、瑞穂区、名東区）	７５３－１９７３
中村保健センター 環境薬務課	中村区松原町１－２３－１ （西区、中村区、熱田区、中川区）	４３３－３０６４
中保健センター 環境薬務課	中区栄四丁目１－８ （東区、北区、中区、守山区）	２６５－２２５６
南保健センター 環境薬務課	南区東又兵衛町５－１－１ （港区、南区、緑区、天白区）	６１４－２８６２